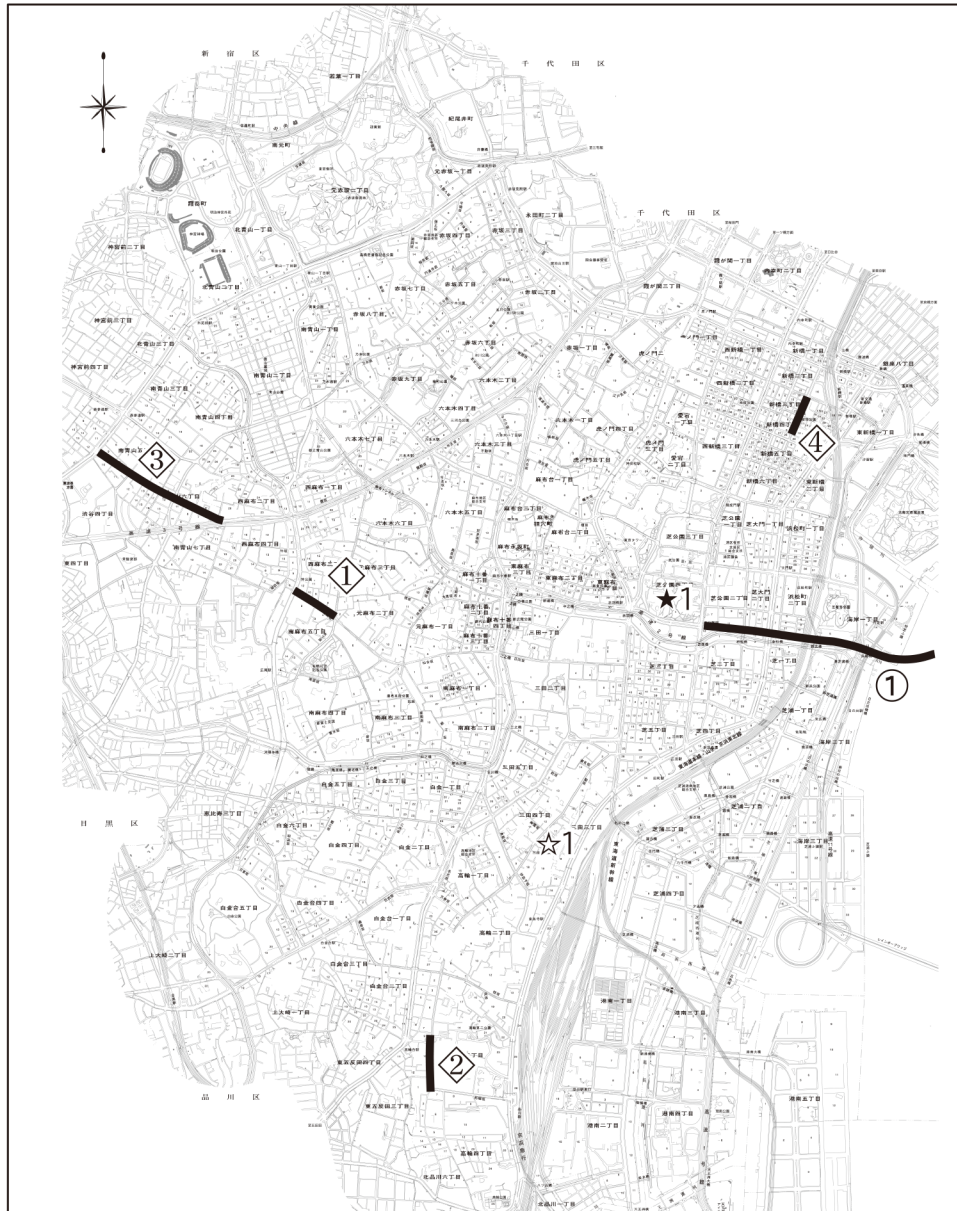


2 都市計画道路の優先整備路線および都市計画公園の優先整備区域



都市計画道路の優先整備路線				都市計画公園の優先整備区域	
都 施 行	① 環状3号線の一部 (放射20～環状2(中央区))	区 施 行	① 補助7号線の一部 (補助10～環状4) ② 補助14号線の一部 (環状4～柘榴坂上) ③ 補助23号線の一部 (放射4～放射22) ④ 駅街路2号 (烏森通り～環状2)	都 施 行	★1 芝公園の一部 (芝公園四丁目)
				区 施 行	☆1 三田台公園の一部 (三田三・四丁目)

※ 最新の情報、詳細な区域については、東京都および区の窓口でご確認ください。

※ 優先整備路線は、「東京における都市計画道路の整備方針(第五次事業計画) 令和8(2026)年3月」で選定されたものとなります。

※ 優先整備区域は、「都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)」で設定されたものとなります。